

## 養子縁組について

「相続税対策で孫と結んだ養子縁組は有効かどうか」が争われた訴訟の上告審判決で、最高裁判所は平成 29 年 1 月 31 日、「相続税の節税の動機」と「養子縁組をする意思」は併存し得るものとし、節税目的であっても養子縁組の意思があれば、養子縁組を認めるとの初めての判断を示しました。

平成 27 年 1 月 1 日施行の遺産に係る基礎控除引下げなどの税制改正に伴い課税対象者が増え、節税目的の養子縁組に対する関心が高まっています。今回は、その養子縁組が相続税の計算にどのように影響するののかをご紹介します。

## 1. 養子縁組が影響する相続税の項目

相続税を計算する場合において、次の項目は法定相続人の数を基に計算します。

- ・遺産に係る基礎控除額 …… 3,000 万円+600 万円×法定相続人の数
- ・生命保険金の非課税限度額 …… 500 万円×法定相続人の数
- ・死亡退職金の非課税限度額 …… 500 万円×法定相続人の数
- ・相続税の総額の計算 …… 法定相続人の法定相続分に応ずる各取得金額に係る相続税額の合計額

法定相続人の数が多いほど、遺産に係る基礎控除額や生命保険金等の非課税限度額が増額します。また、相続税の総額の計算上、超過累進税率が緩和することで相続税が少なくなる仕組みとなっています。

例えば、被相続人が生前に孫と養子縁組を組んだ場合、被相続人の養子（孫）は、縁組の日から被相続人の子（嫡出子）としての身分を取得するため、法定相続人の数が 1 人増えることとなります。

## 2. 法定相続人の数に含める養子の数の制限

上記 1 のように養子縁組を組んだ場合、法定相続人の数が増えることとなりますが、養子縁組を組んだ数だけ無制限に法定相続人の数が増えないように相続税法では一定の制限を設けています。

- ・被相続人に実子がいる場合 …… 1 人まで
- ・被相続人に実子がいない場合 …… 2 人まで

なお、下記の場合には、法定相続人の数の算定上、**実子**とみなされるため、上記の制限の対象とはなりません。

- ・被相続人との特別養子縁組により被相続人の養子となっている人
- ・被相続人の配偶者の実の子供で被相続人の養子となっている人
- ・被相続人と配偶者の結婚前に特別養子縁組により配偶者の養子となっていた人で、被相続人と配偶者の結婚後に被相続人の養子となった人
- ・被相続人の実の子供、養子又は直系卑属が既に死亡しているか、相続権を失ったため、その子供などに代わって相続人となった直系卑属

## 3. 特別養子縁組と普通養子縁組

養子縁組には、特別養子縁組と普通養子縁組とがあり、相違点は下記のとおりです。

	特別養子縁組	普通養子縁組
成 立	家庭裁判所の審判	当事者の合意に基づき市区町村へ届け出
成 立 条 件	子供の利益のため	なし
試験養育期間	6 ヶ月以上	不要
実父母の意思	原則として父母の同意が必要	養子が 15 歳未満のときは法定代理人等の承諾
養親となれる者	原則 25 歳以上（夫婦ともに養親）	20 歳以上（単身者も可能）
養子となれる者	原則として 6 歳まで	養親より年少者
実親との関係	断絶	継続
戸籍上の記載	養子との明記なし	養子との明記あり
離 縁	子供の利益のため必要な場合（裁判所の判断）	当事者の合意（自由）

養子縁組を組むことにより、相続税の計算上メリットもありますが、遺産分割協議がまとまらないなどのデメリットもあります。争族にならないよう養子縁組をする際はよく考えてから行っていただくことをおすすめします。（担当：菅原 悠）